

民生福祉常任委員会審査日程

日 時 平成31年3月11日(月)
午前9時
場 所 第2委員会室

～審査内容～

- 1 議案第28号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について（環境／都市）
- 2 議案第34号 山陽小野田市食育推進会議条例の制定について（健康）
- 3 議案第43号 財産の無償譲渡について（健康）

（休憩：一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会）

- 4 平成30年議案第102号 山陽小野田市斎場条例の一部を改正する条例の制定について（環境）
- 5 閉会中の継続調査事項について

山陽小野田市食育推進会議条例の制定について

1. 制定理由

山陽小野田市における食育の推進に関して、市食育推進計画の作成及びその実施を推進していくために設置する。(法令根拠：食育基本法第33条第1項)

2. 委員構成・・・15名以内

- (1) 農林水産関係者
- (2) 環境リサイクル関係者
- (3) 保育園・幼稚園・学校関係者
- (4) 食品関連企業関係者
- (5) 地区組織関係者
- (6) 学識経験者
- (7) 公募により選考された者
- (8) 市長が必要と認める者

食育は、単に栄養や食事等健康づくりの面だけではなく、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について理解を深めることや、伝統的な事や作法と結びついた食文化の伝承、食品ロスの問題など様々な面からのアプローチが必要である。また、幼少期からの教育も重要となるため、その各分野から専門的見地で意見を頂く必要があることからこの委員構成とした。

3. 委員の任期・・・2年間

4. 施行日・・・平成31年4月1日

(参 考)

1. 食育基本法

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議をおくことができる。

2. 第2次山陽小野田市食育推進計画(案)

<重点課題>

- 「健全な食生活で健康ご長寿」 : 健康寿命の延伸に向けた食育を推進
- 「若い世代から食育の推進」 : 若い世代から主体的に食育を推進(園・学校)
- 「食卓でつながるひとづくり」 : 地域がつながる共食の推進
ボランティア等ネットワークの充実強化
- 「食育サイクルの活性化」 : 農林漁業における地産地消の推進
環境への配慮や環境との調和
- 「次世代へつなぐ食文化」 : 食文化の伝承

財産（旧小野田保健センター）の譲渡について

1 財産を譲渡する理由

- (1) 旧小野田保健センターは、老朽化しており、行政的な需要はないものの、現況のまま市が保有を続けることにより、経費の負担が続くこと。
- (2) 民間等に譲渡し、再活用することで、経費の削減となるうえ、固定資産税等の新たな収入を生むことになるので、財政的なメリットがあること。
- (3) 民間等を活用する方策として有償貸付もあるが、貸付収入の発生はあるものの、経費の削減効果は低く、譲渡の場合と比較して財政的なメリットは少ないこと。

2 財産の譲渡に係る方向性

- (1) 同一敷地内に本市の急患診療所及び小野田医師会館並びに訪問看護ステーションが存在しており、また市民病院に近接した位置にあることから、本市の保健・医療の拠点として、その充実に資するものであること。
- (2) 隣接する急患診療所の業務に支障を生じさせないものであること。また、急患診療所業務の円滑な遂行のため緊急的・一時的な使用が可能であること。
- (3) 譲渡する財産は、建物（付帯設備等を含む。）のみとし、土地については、有償貸付とすること。

3 譲渡先の選定について

- (1) 財産の譲渡に係る方向性をふまえ、一般公募は行わないものとする。
- (2) 次に掲げる理由により、譲渡先として、一般社団法人小野田医師会を選定する。
 - ① 財産の譲渡に係る方向性として示している、2の(1)(2)のすべてを満たすことができること。
 - ② 第二次山陽小野田市総合計画、第2次健康増進計画及び第7期高齢者福祉計画に掲げる「健康づくりの推進」「地域医療体制の充実」「地域包括ケアシステムの充実」に向け、その拠点づくりの第一歩となること。
 - ③ 現在、小野田医師会と厚狭郡医師会は合併に向けて協議を行っており、合併後の事務局として使用が予定されている。また、建物等の譲渡後は、山口理科大薬学部との連携を推進している山陽小野田薬剤師会の事務局が設置される予定がある。更には小野田歯科医師会の事務局が設置される見込みもあるので、本市の医療の総合的な拠点として最大限の活用が期待できること。

4 無償譲渡とする理由

- (1) 別記のとおり有償譲渡の場合と比較して、財政的なメリットが大きいと推定されること。
- (2) 医療環境が厳しさを増す状況下にあつて、本市の地域医療のみならず、保健・福祉・教育分野において、より強固な協力関係を構築できること。

別記

財産の譲渡に係る財政的なメリットについて

1 財産の譲渡により削減できる経費【メリット】

(1) 管理運営経費

区 分	金 額 (円)	摘 要
電気料金 (年額)	△ 204,000	基本料金の 1/2 (月額 17,000 円)
修繕料金 (年額)	△ 200,000	5 か年平均
合計	△ 404,000	

(2) 建物解体経費

区 分	金 額 (円)	摘 要
建物解体工事費 (実施設計料を含まない)	△ 23,000,000	南部福祉センターの解体経費を 基準として試算

2 財産の譲渡により新たに発生する支出【デメリット】

(1) 施設整備費補助金返還金

区 分	金 額 (円)	摘 要
有償譲渡とした場合	7,417,680	適正化法 (注) により返還が必要
無償譲渡とした場合	0	適正化法 (注) により返還が不要

(注) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

(2) その他の経費

区 分	金 額 (円)	摘 要
急患診療所水道設置に伴う給水工事	1,375,000	登記費用、廃棄物処理委託料
電気設備 (子メーター) 取付工事	134,000	
その他諸経費	560,000	

3 財産の譲渡により新たに発生する収入【メリット】

区 分	金 額 (円)	摘 要
有償とした場合の建物売却収入	0	売却困難と見込まれる。
固定資産税等 (年額)	590,000	固定資産仮評価から推計
土地貸付料 (年額)	506,000	675 m ² 、市の算定基準により試算
合計	1,096,000	

※建物の売却が困難と見込まれる理由

旧小野田保健センターは、買い手側からすれば、老朽化した建物である上、将来的に発生する解体工事費等の負担が重く、売却そのものが困難と見込まれる。また、仮に売却できた場合でも、売却価額が補助金返還金を上回ることはないと考えられ、そうする

と市に差損が発生する見込みとなる。

一方、無償譲渡とした場合は、補助金返還金は不要であり、市に差損が発生することはない。

(参考) 財産の譲渡に係る財政的なメリットの比較表

建物の耐用年数を50年として残存する12年間の総額を試算したもの

種別	区分	今後12年間の総額(円)	
		無償譲渡の場合	有償譲渡の場合
収入	建物売却収入(売却困難)	0	0
	固定資産税等(譲渡の翌年度から課税)	6,490,000(同額)	
	土地貸付料	6,072,000(同額)	
	収入合計	12,562,000(同額)	
支出	管理経費の削減・電気料	△2,448,000(同額)	
	管理経費の削減・修繕料	△2,400,000(同額)	
	建物解体工事費の削減(実施設計料を含まない)	△23,000,000(同額)	
	施設整備補助金返還金	0	7,417,680
	給水工事、電気設備取付工事ほか	2,069,000(同額)	
	支出合計	△25,779,000	△18,361,320
	収支差引額(財政的なメリット)	38,341,000	30,923,320

※有償の場合と比較して無償の場合の財政的なメリット 7,417,680円

閉会中の継続調査事項について

委員会名	調査事項	調査期間
民生福祉常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険及び国民年金に関すること。 ・介護保険に関すること。 ・在宅介護者支援に関すること。 ・保健衛生に関すること。 ・保育所に関すること。 ・病院経営に関すること。 ・地域医療に関すること。 ・在宅医療介護連携に関すること。 ・人権・男女共同参画に関すること。 ・火葬場に関すること。 ・空き家等の適正管理及び利活用に関すること。 ・子育て支援に関すること。 ・障害者・高齢者福祉に関すること。 ・環境衛生に関すること。 ・社会福祉に関すること。 ・市民活動に関すること。 ・急患診療に関すること。 ・健康マイレージに関すること。 	平成31年 6月定例会 前日まで継 続して閉会 中調査する。